

# 議会運営委員会記録

1. 期日 平成 30 年 8 月 28 日(火) 開会 13 時 30 分  
閉会 14 時 00 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題  
①平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について  
②その他
4. 出席者 杉崎委員長、渡辺副委員長、前田委員、二宮委員、野地委員、添田委員  
二見議長  
事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事  
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長  
傍聴議員 5 名  
一般傍聴者 0 名
5. 経過  
議長あいさつ

---

## ① 平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 これより議題に入る。平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会の運営を議題とする。執行者側より説明を願う。
- 総務課長 資料に基づき説明(平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)
- 委員長 これより質疑に入る。  
(挙手なし)
- 委員長 質疑がなければ、事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。
- 局長 (資料「平成 29 年第 3 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)」に基づき説明)
- 委員長 ただ今局長より説明があつたが、その中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただきたい。  
1 件目、二宮町町立小中学校普通教室へのエアコン設置に関する陳情について、これはいかがか。
- 渡辺 趣旨説明に来られるということで、審議すべきである。

- 委員長 他の方の方はいかがか。
- (挙手なし)
- 委員長 それでは、1名の方の意見だが審査することとする。出席要請者はいかがするか。
- 野地 現在、教育長以下という提案だが、先日も町長がエアコン設置について公言されており、内容がどこまでいくかは分からないが、お時間があればぜひ、町長にも出席していただきたい。
- 委員長 町長だけか。副町長はよろしいのか。
- 野地 町長以下となると、副町長もということになるのではないかと。町長と副町長、2人ともお願いしたい。
- 委員長 ただいま、野地委員より町長以下という意見が出たが、それでよろしいか。
- (「異議なし」との声あり)
- 委員長 では、教育福祉常任委員会へ付託し、出席要請者は町長以下とする。
- 2件目、「所得税法第56条を見直すことを求める意見書」を国に提出することについての陳情についていかがか。
- 野地 昨年に引き続き、同じような内容であり、机上配付でよろしいのではないかと。
- 渡辺 昨年と、同趣旨の陳情だが、状況が変わっている部分もあると思われ、趣旨説明にも来られるということであり、状況の変化等の話も伺えるため、私は付託すべきと考える。
- 二宮 昨年も、白色申告とか青色申告とか色々な意見が出ており、内容的には同様であり、机上配付でよろしいかと思う。
- 委員長 机上配付という意見が2名、付託という意見が1名から出ている。挙手により決をとる。この陳情について、机上配付に賛成の委員の挙手を求める。
- 挙手多数 (3対2)  
(前田、二宮、野地各委員)
- 委員長 挙手多数のためこの陳情は机上配付と決定した。休会日とすることの確認についてこの日程でよろしいか。(資料 協議事

項 2. 休会日とすることの確認について①から⑤の日程について確認)

(「異議なし」との声あり)

委員長 会期日程や、その他の事項は局長の説明通りでよいか。

野地 9月10日に教育福祉常任委員会終了後総務建設経済常任委員会とあるが、開催しないということによろしいか。

委員長 陳情の取り扱いで想定されるため入れていたが、開催はなしとなる。第4日目の総務建設経済常任委員会の部分は削除願う。その他にご意見あるか。

(「異議なし」との声あり)

---

## ② その他

委員長 その他であるが、何かあるか。

前田 突然のことで申し訳ない。公立小中学校における空調設備設置の導入に関する意見書として、議員提案で国と県に意見書を提出したい。いかがかご審議いただきたい。陳情等にも重なる点があるかと思うがよろしく願います。

委員長 資料が何も無いので審議できない。

庶務課長 前田議員からエアコンについての国への意見書案を議員提案として先ほど午後1時前にあり、突然の話だが、今日その案が皆さんのお配りできるほどにでき上がっていないということである。31日に議会全員協議会が開催されることから、その際にご説明できるようだ。賛同者も募っておられるようだが、どなたかはまだ確定されていないということだ。31日の議会全員協議会で前田議員が説明をされて、終了後に議会運営委員会を招集していただき日程に加えるという段取りで考えている。議会運営委員会としてそれでよろしいか。

委員長 今、課長から発言があったがこの件についていかがか。私から一言言わせていただく。議員提案はよいが、議会運営委員会の委員でなかったらいつ言うのか。委員だからこの場で言えたが委員でない議員はいつ言うのか。不公平感が否めない。以前、一石議員が提案された議員提案についても、審議の時間が1時間や2時間で十分無いという意見も出た。それを考えると私はいかがなものかと考える。他の委員の方はいかがか。

野地 内容が全く見えないため、提案は保留となるのは当然であるが、出ている陳情と重なる部分があり、陳情項目には国への意見書ということもある。陳情が採択されるかは分からないが、陳情が採択されれば、議会としても意見書が議決される可能性が高いと感じる。内容については分からないが、今課長から話のあったように31日に改めて議会運営委員会を開催し、審査をして決めてもよろしいのではないかと考える。

渡辺 確認するが、議案そのものは8月31日の議会全員協議会で提出されて、そこで審議するという理解でよろしいか。

庶務課長 議会全員協議会では、あくまで前田議員が作成した意見書案を資料として話し合いをしていただき、正式な議案となった場合には皆さんに別途お配りする。日程に組み込むとすれば、議員提出議案第4号となるかと思う。初日までに皆さんに直接お渡しする時間がない場合には、PDFにしてメールで配信することも検討している。紙ベースでは初日にお渡しすることになるかもしれない。31日を過ぎると、9月7日までに議員の皆さん全員と同日にお会いする機会が無いいため、そのような手法を考えている。

委員長 今の課長の話だが、議案が正式に出たら皆さんに手渡しするとのことだが、議会全員協議会が出る資料と同じではないのか。

庶務課長 一石議員の議員提案を思い出していただくと分かるが、意見書案は議会全員協議会で皆さんと意見交換をして、文章一部変えた。変えたものを議案として正式に出したわけである。今回、同じことも想定される。議会全員協議会で出される意見書案はあくまでも議会全員協議会の資料である。その後、正式なものが決まれば議案として配付するということである。

委員長 そうすると、31日の議会全員協議会で皆さんがだめだと言ったら議会運営委員会を開く必要はないということか。

庶務課長 一石議員がワクチンの関係で意見書案を出そうとした際に、やはり表現で折り合えなかった部分があったが、だからといって出せないわけではない。議員提案できる人数はこの場合は2人以上いればよく、人数が揃えば提案は可能である。ただし、議会基本条例の趣旨に添って、議会全員協議会の中で議員間討議をした上で出すというのが段取りになっているために、今回お話したような流れになる。

委員長 確認だが、31日の議会全員協議会は議長が招集するということが決まっており、それに議題を追加するということが、議会運営委員会が開かないといけないということだが、31日の

議会全員協議会の終了後に議会運営委員会を開催するという  
ことでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

それでは、前田委員 31 日よろしく願います。

閉会 14 時 00 分